



鳥労発基 0518 第 11 号
令和 5 年 5 月 18 日

関係団体の長各位

鳥取労働局長



令和 5 年度全国安全週間の実施について

日ごろから労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しております。

本年も別添の「令和 5 年度全国安全週間実施要綱」（以下、「要綱」といいます。）に基づき、7 月 1 日から 7 月 7 日までを全国安全週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として実施します。

つきましては、本週間の趣旨をご理解いただき、本週間における当局及び各労働災害防止団体の取組（要綱の「7 主唱者、協賛者の実施事項」）や、傘下会員等の関係事業者の取組（要綱の「9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項」及び「10 実施者が継続的に実施する事項」）について、ご支援、ご協力をお願いいたします。

また、当局のホームページに本週間に関する特設ページ（https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01664.html）を設けており、要綱等本週間に関する情報を掲載しております。今後も内容を更新していく予定ですので、当ページをご活用ください。

○鳥取労働局ホームページ全国安全週間情報掲載場所

